

◎企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

(平成二〇年五月二三日法律第三七号)

一、提案理由(平成二〇年四月九日・衆議院経済産業委員)

○甘利国務大臣

.....(略).....
続きまして、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国の多くの地域においては、農林漁業は主力産業として位置づけられており、農林漁業を中心に据えた地域経済の活性化に向けた取り組みが行われております。

こうした取り組みをさらに強化、加速することにより、多くの地域がその自律的な発展の基盤を形成することができるよ

う、農林漁業を中核とした産業集積の形成及び活性化を促進する必要があることから、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、農林漁業との関連性が高い産業の集積の形成及び活性化を促進するために、これらの産業が行う企業立地や事業高度化の取り組みに対して、食品流通構造改善促進法の特例の創設、設備投資に関する課税の特例の拡充等の支援措置を追加するものであります。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二〇年四月一七日)

○東順治君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....
次に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林漁業を主力産業としている多くの地域がその自律的な発展の基盤を形成することができるよう、農林漁業と関連性の

高い産業の企業立地を促進すること等により地域の産業集積の形成及び活性化を図るため、食品流通構造改善促進法の特例の創設、設備投資に関する課税の特例措置の拡充等を行うものであります。

両案は、四月九日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨日質疑を終了いたしました。質疑終了後、両案につき採決を行った結果、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告(平成二〇年五月一六日)

○山根隆治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案は、農林水産関連産業の集積を形成し、その活性化を図るための支援措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、地域経済の現状及びこれまでの活性化策の評価、農商工連携を支援企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

するためのコーディネーターの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....
以上、御報告申し上げます。